

三井鉱山株式会社等に対する買取決定について

平成15年12月10日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という)は、下記の対象事業者について、平成15年10月31日に株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行っていましたが、本日、法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

*「買取決定」とは、必要な関係金融機関と機構との間で、
関係金融機関から機構への時価での債権の売却、
関係金融機関における金融支援(債権放棄を行い残債を引き続き保有したり、債務の株式化(DES)を行ったりすること)
のいずれかについての合意が整い、対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定です。

1. 対象事業者の氏名又は名称

三井鉱山株式会社
三井鉱山コークス株式会社
三井鉱山物流株式会社
三井石炭鉱業株式会社

2. 買取決定に係る金額等

(1) 三井鉱山等3社

・対象事業者等の債権の元本総額	1782億円(A)
・買取り(上記)に係る債権の元本額	1141億円(B)
・関係金融機関等において金融支援(上記)等が行われる債権の元本額	641億円(A - B)

(2) 三井石炭社

・対象事業者等の債権の元本総額	642億円(A)
・買取り(上記)に係る債権の元本額	642億円(B)
・関係金融機関等において金融支援(上記)等が行われる債権の元本額	0億円(A - B)

*上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

3. 金融支援額等

(1) 三井鉱山等3社

- ・債権放棄額 1100億円(支援決定時点1133億円)
- ・出資額
 - 機構分 200億円
(DES又は金銭払込による。支援決定時点から変更無し。)
 - 三井住友銀行分 270億円
(金銭払込による。支援決定時点から変更無し。)

(2) 三井石炭社

- ・債権放棄額 525億円(支援決定時点から変更無し)

4. 今後の予定

- 平成16年1月上旬 三井鉱山株式会社、三井鉱山コークス株式会社及び三井鉱山物流株式会社の臨時株主総会(合併契約書の承認等)
- 平成16年2月上旬 三井鉱山株式会社の減資及び株式併合の効力発生
- 平成16年2月中旬 三井鉱山株式会社の産業再生機構及び三井住友銀行に対する新株発行
- 平成16年3月上旬 三井鉱山株式会社、三井鉱山コークス株式会社及び三井鉱山物流株式会社の合併期日

5. 主務大臣の意見

回答が未了の金融機関からも、引き続き再生計画に対する協力を得られるように努めて頂きたい。

6. 一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということの意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
--